

JIS

繊維製品の取扱いに関する表示記号 及びその表示方法

JIS L 0001 : 2024

令和 6 年 8 月 20 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第一部会 消費生活技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	大 瀧 雅 寛	お茶の水女子大学
(委員)	猪 股 匡 順	一般社団法人日本ガス石油機器工業会
	太 田 秀 幸	一般社団法人繊維評価技術協議会
	河 野 康 子	一般財団法人日本消費者協会
	後 藤 恵美子	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	関 成 孝	一般財団法人製品安全協会
	辻 加奈子	一般財団法人日本文化用品安全試験所
	寺 山 博 子	イオントップバリュ株式会社
	樋 口 達 雄	一般財団法人家電製品協会
	平 井 郁 子	大妻女子大学
	平 野 祐 子	主婦連合会
	星 川 安 之	公益財団法人共用品推進機構
	武 藤 京 子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・ 相談員協会
	村 井 正 素	公益社団法人消費者関連専門家会議
	山 口 友 成	一般社団法人日本オフィス家具協会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 26.10.20 改正：令和 6.8.20

官 報 掲 載 日：令和 6.8.20

原案作成協力者：一般社団法人繊維評価技術協議会

(〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町 12-9 滋賀ビル TEL 03-3662-4665)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会 (部会長 松橋 隆治)

審議専門委員会：消費生活技術専門委員会 (委員長 大瀧 雅寛)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成協力者又は経済産業省イノベーション・環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 E-mail: jisc@meti.go.jp 又は FAX 03-3580-8625) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 用語及び定義	2
3 記号の説明及び定義	4
3.1 記号	4
3.2 洗濯処理記号の詳細	6
3.3 漂白処理記号の詳細	7
3.4 乾燥処理記号の詳細	8
3.5 アイロン仕上げ処理記号の詳細	9
3.6 商業クリーニング処理記号の詳細	9
4 記号の適用及び使用	10
4.1 記号の適用	10
4.2 表示場所	11
4.3 適切な記号を選定するための特性及びその試験方法	11
4.4 記号の使用	11
4.5 各国の要求事項	12
4.6 付記用語の例	12
附属書 A (参考) 適切な記号選定のための特性及び試験方法	13
附属書 B (参考) 取扱表示における地域及び国家の要求事項	19
附属書 C (参考) 付記用語の例示	21
附属書 JA (参考) JIS と対応国際規格との対比表	25
解 説	26

まえがき

この規格は、産業標準化法に基づき、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS L 0001:2014** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

繊維製品の取扱いに関する表示記号及び その表示方法

Textiles—Care labelling code using symbols

序文

この規格は、2023年に第4版として発行された **ISO 3758** を基とし、繊維製品の生産、流通のグローバル化、並びに我が国の家庭洗濯及び商業洗濯の一部のドライクリーニング及びウエットクリーニングにおける繊維製品のケア（取扱方法）（the textile care process）の実態に対応するため、技術的内容を変更して作成した日本産業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。技術的差異の一覧表にその説明を付けて、**附属書 JA** に示す。

1 適用範囲

この規格は、繊維製品の表示に使用すること、及び繊維製品の洗濯などの取扱処理において、製品に不可逆的な損傷を引き起こさない最も厳しい処理に関する情報を提供することを目的とし、家庭洗濯（洗濯、漂白、乾燥及びアイロン仕上げ）及び商業クリーニング（ドライクリーニング及びウエットクリーニング）による繊維製品のケア（取扱方法）に関する表示記号（以下、記号という。）及び表示方法について規定する。ただし、工業ランドリーは除く。

なお、記号で表示される家庭洗濯のための情報は、クリーニング業者の参考にもなる。

この規格の対象とならない繊維製品には、次のような例がある。

- 布張りの家具の取り外しできないカバー
- 取り外し不可能なマットレスのカバー
- 専門のカーペットクリーニングを必要とするカーペット及びラグ

上記の製品は、この規格で規定されていない特定の洗濯処理のために除外される。

注記 1 工業ランドリーの対象となるリネンサプライ、作業服などのための記号及び表示方法は、ISO 30023 で規定されている。

注記 2 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。
ISO 3758:2023, Textiles—Care labelling code using symbols (MOD)

なお、対応の程度を表す記号“MOD”は、**ISO/IEC Guide 21-1** に基づき、“修正している”ことを示す。